
種 別： 判例研究

タイトル： 任意自動車保険約款に基づく直接請求権の行使

著 者： 梅村 悠

所 収： 『上智法学論集』第 60 卷 1-2 合併号（平成 28 年 11 月）79-88 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

判例研究

任意自動車保険約款に基づく直接請求権の行使

梅村 悠

仙台高裁平成 26 年 3 月 28 日判決（平成 25 年（ネ）第 408 号、損害賠償請求控訴事件）判例時報 2276 号 42 頁

原審・仙台地裁平成 25 年 10 月 11 日判決（平成 21 年（ワ）第 933 号ほか）判例時報 2276 号 47 頁

一 問題の所在

かつて、任意自動車保険においては、被害者は、保険会社に対して直接に請求する措置がなく、被害者が債権者代位訴訟によって保険会社に保険金を請求できるか否か等が裁判上重要な争点となっていた。しかし、昭和 51 年 1 月 1 日に自動車保険約款の抜本的改定があり、その一つとして一般の自動車保険約款でも直接請求権の規定が設けられ、これにより全車種につき被害者は保険会社に対して直接に請求することが可能になった（石田満「自動車対人賠償責任保険における保険金支払の履行期—被害者からの代位請求」判タ 411 号 184 頁）。

約款 6 条 2 項 3 号では、保険会社が損害賠償請求権者に対して支払う条件の一つとして「損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合」が定められているところ、本件訴訟の請求の趣旨において、事故の被害者である原告（控訴人）は、加害者に対する損害賠償請求権を行使しないことを書面で承諾する意向を明らかにしており、本判決においては、これが上記の場合に該当するか否かが争点とされた（上記のほか、低髄液圧症候群発症の有無等も争われているが、本評釈では、上記約款に関する争点のみを検討の対象とする）。

上記争点につき、本判決は「本件約款 6 条 2 項 3 号は、保険会社において損害賠償額が事実上確定したと認めてこれを争わない状態があることを前提として被害者救済のために損害賠償請求権者からの直接請求に応じることを定めた

ものと解すべき」とするが、判旨にはやや検討の余地があるものと考えられ、以下において検討したい。

二 事実の概要

X(昭和37年10月生まれの女性であり、本件各事故の当時、専業主婦として稼働していた)は、普通乗用自動車を運転中、平成17年11月18日、訴外Aが運転する普通貨物自動車との間で交通事故(A車が、赤信号ないし渋滞で停止中のX車に追突した。以下「第1事故」という)を、平成18年7月3日、訴外Bが運転する普通乗用自動車との間で交通事故(X車が信号機による交通整理のされていない十字路交差点を右折進行中、B車が、X車が交差点を通過し終えたと即断し、交差点進入時のX車からみて左方から交差点内に進入したため、B車前部のバンパー左前角付近が、X車後部のバンパー左角付近に接触した。以下「第2事故」という)を発生させた。

訴外Aは、Y1との間で、A車について、遅くとも平成17年11月18日(第一事故発生日)より前に、自賠責保険契約および対人賠償責任条項を含む任意保険契約(保険契約者及び被保険者を訴外Aとするもの)を締結した。訴外BはY2との間で、B車について、遅くとも平成18年7月3日(第2事故の発生日)より前に、自賠責保険契約を締結し、Y3との間で対人賠償責任条項を含む任意保険契約(保険契約者及び被保険者を訴外Bとするもの)を締結した。

A車に付された任意保険及びB車に付された任意保険は、いずれも約款6条において、損害賠償請求権者の直接請求権につき、次のとおり定めている。「① 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して第3項に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

② 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して次項に定める損害賠償額を支払います。ただし、当社がこの賠償責任条項および一般条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(中略)を限度とします。

(1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

(2) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任

の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

(3) 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

(4) 次項に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額（中略）を超えることが明らかになった場合

(5) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

(イ) 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

(ロ) 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

③ 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の(1)の額から(2)および(3)の合計額を差し引いた額をいいます。

(1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

(2) 自賠償保険等によって支払われる金額

(3) 被保険者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償金の額

④ (省略)

⑤ 第2項の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。」

Xは、(1)第1事故について、A車に関する一般自動車総合保険（任意保険）契約上のY1に対する直接請求権に基づく損害賠償として、訴外Aに対する損害賠償請求権を行使しないことを同人に対し書面で承諾することを条件に、1686万9712円及び内1420万8688円に対する平成24年10月10日からの法定遅延損害金の支払を求めるとともに、(2)第2事故について、Y3株式会社に対する任意保険契約上の直接請求権に基づく損害賠償としてXが訴外Bに上記と同趣旨の承諾をすることを条件に313万2763円及び内295万6522円に対する同年10月6日からの法定遅延損害金の支払を求め、訴えを提起した（なお、Xは、訴外A及び訴外Bに対しては、いずれも本件各事故に関して何らの請求を行っていない）。

原審は、約款6条2項3号の解釈に関しては直接判示をせず、「〔約款25条所定の〕行使期限条項（「損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合」）には、損害賠償請求権者の直接請求権を行使できない。）により、Xは、Y1に対し、当該損害賠償請求権につき本件直接請求権条項に

基づく請求をすることができないというべきである。」などとして、Xの請求を全部棄却した。そこで、これに不服のXが控訴した（なお、Xと訴外A及び同Bとの間で損害賠償責任の額は確定しておらず、XとY1及びY3との間でも、同損害額につき争いがある）。

三 判旨（控訴棄却（上告））

「(1) Xは、本件約款6条2項3号に基づき、Y1及びY3に対し、直接、損害賠償額の支払をするよう求めているところ、Y1及びY3は上記請求権の存在を争う。そして、同請求権が認められないのであれば、Xの上記各請求は任意保険の直接請求権の行使期間の経過（争点5）を検討するまでもなく理由がないことに帰するから、まず、本件事実関係のもと、Xが本件約款6条2項3号に基づき損害賠償額の支払を求めることができるかについて検討する。」

「(3) Xは、本件約款6条2項3号に基づき、Y1及びY2に対する直接請求権を行使するのにに対し、Y1及びY2は、同号は、被保険者が負う損害賠償責任の額について被害者が同意し、同額につき争いがない状態となった上で、同号所定の書面を提出することを支払条件とするところ、Xは一方的かつ抽象的に訴外人らに対する請求権を行使しないことを宣言するというのみであるから、同項に定める支払条件は成就していないと主張する。

そこで検討すると、本件約款6条2項3号は、「損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合」を損害賠償額の支払条件としているところ（前記(2)ア）、同号は、同項1号及び2号とは異なり、被保険者と損害賠償請求権者との間で、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額について、「判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停」や、「書面による合意」が成立したことを文言上条件として明示していないのであるから、当該条項の文言のみをみると、同号が、前記(2)ウのような保険会社による運用とは異なり、被保険者が負う損害賠償責任の額について争いのない状態となっていることを支払条件とするものではないと解する余地もある。

しかし、そもそも、自動車対人賠償責任保険は、契約によって定められた事故の発生により、被保険者が第三者に対する損害賠償責任を負担したことにより被る損失をてん補する責任保険の一種であるから、その性質上、保険会社による保険金の給付は、これに先だって、加害者（被保険者）が負担する損害賠償の額が確定していることが論理上前提となるものであるところ（本件約款第

5章の20条も同様の前提に基づくものであると理解できる。)、本件約款6条の直接請求を受けて保険会社がなす給付も、被害者の損害の速やかな回復と同時に加害者(被保険者)の被る損失のてん補を目的とするものであり(本件約款6条5項参照)、その給付内容が被害者の加害者(被保険者)に対する損害賠償額を基準とする点においては保険金の給付と変わるところはないのであるから、上記給付に先立ち、損害賠償額が確定しているか、又は、少なくとも保険会社において損害賠償額が事実上確定したと認めてこれを争わない状態にあることを前提としているものと解するのが相当であり、この点は本件約款6条2項3号に基づく直接請求の場合も異なるものではない(本件約款6条2項が同項各号に該当する場合に損害賠償請求権者に対して支払われるべき金額を同条3項に定める損害賠償額とし、同条3項が上記損害賠償額を被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を基準として計算すると定めていることも上記の理解を前提としているものと解される。)。以上の点と上記(2)ウの運用からみて、本件約款6条2項3号は、保険会社において損害賠償額が事実上確定したと認めてこれを争わない状態があることを前提として被害者救済のために損害賠償請求権者からの直接請求に応じることを定めたものと解すべきである。

また、本件約款6条1項は、被害者に保険者に対する直接請求権を認めているが、任意保険における直接請求権は、保険会社が行う示談代行につき非弁行為との疑念を払拭するために、保険会社に当事者性を与え、ひいては被害者保護の充実を図ることをも目的として創設されたという経緯を持つもので(前記(2)イ)、任意保険会社に自賠法16条と同様の法的地位を与えることを直接の目的とするものではないのであるし、実際に、被害者に直接請求権を認めた約款の規定上も、自賠法16条の規定ぶりとは異なり、同法にはない支払条件に関する規定等をおき、その支払条件を厳格に定めているのであるから、その制度の沿革や規定ぶりからみても、これが自賠法16条による被害者請求権と異なる枠組みでの運用を予定していることは明らかといえる。

以上によれば、本件約款6条2項3号は、保険会社が被害者からの請求に任意に応じる場合は別として、被害者が加害者に対する損害賠償額の確定等のための手続を取らないまま、加害者に対する損害賠償請求権を行使しないことを一方的かつ抽象的に宣言することによって、直ちに、保険者に損害賠償額の支払を求める法的手続を取ることを許容するものとはいいたい。

(4) これに対し、Xは、直接請求権は被害者保護のための制度であり、上記のような解釈を採用することは、直接請求権が被害者保護のための制度であるとの制度趣旨に反すると主張するが、交通事故の被害者は、加害者に対する損害

賠償請求訴訟を提起することと併せて、保険会社に対する将来給付の請求訴訟を提起し、両者を併合訴訟とすることによって、容易に任意保険会社から直接に損害賠償額の支払を受けることができることに照らせば、上記のような解釈を採ることによって、Xの具体的な権利利益が侵害されるとはいえないのであって、Xの主張には理由がない(このような併合型の訴訟は、被害者が加害者(被保険者)に対する損害賠償請求権に基づき債権者代位権を行使して加害者(被保険者)の保険会社に対する保険金請求をする場合において、最高裁判決(最高裁昭和55年(オ)第188号同57年9月28日第3小法廷判決・民集36巻8号1652頁)が許容しており、また直接請求権に基づく訴訟においても実務上広く行われている。また、このような訴訟形態を損害賠償請求権者に求めたとしても過大な負担を課すものともいえない)。

よって、その余の争点について検討するまでもなく、Xの上記請求は理由がない。」

四 本判決の検討

1 本件において、Y1及びY3は、Xによる直接請求権の行使に対して、当該請求権の存在自体を争っているところ、本判決も、「同請求権が認められないのであれば、Xの上記各請求は任意保険の直接請求権の行使期間の経過(争点5)を検討するまでもなく理由がないことに帰するから、まず、本件事実関係のもと、Xが本件約款6条2項3号に基づき損害賠償額の支払を求めることができるかについて検討する。」とし(判旨(1))、約款6条2項3号の解釈について検討したうえで、Xの請求は理由がないと結論付けている(判旨(3)(4))。すなわち、本判決は、約款6条2項3号を直接請求権の発生要件と捉えたうえで、本件は同条同項同号所定の要件を満たさないから、(そもそも)Xに直接請求権は認められない(発生していない)という判断枠組みをとっているものと思われる。

この点につき、「被害者の直接請求は、次のいずれかの〔約款6条2項各号の〕条件に該当するとき、保険金額を限度として可能となる」(大羽宏一「自動車保険の基本的構造」金判933号119頁)として、判旨と同様の理解をする(ようにも読める)見解がないわけではない。

しかし、上記のような理解は必ずしも一般的ではない。直接請求権の発生要件は、約款6条1項が定めており、同2項は、損害賠償額の支払条件を定めたものと解する見解が圧倒的多数を占めており(平田喜之=水野貞「自家用自動車

保険』金澤理ほか『新種・自動車保険講座 第2巻 自動車責任保険』221頁（日本評論社、1976年）、長谷川誠「被害者の直接請求」吉田秀文＝塩崎勤『裁判実務大系 第8巻 民事交通・労働災害訴訟法』267頁（青林書院、1985年）、石田満『続 自動車保険の諸問題（第2版）』293頁（損害保険企画、1988年）、鴻常夫（編）『註釈自動車保険約款（上）』119頁〔金澤理〕（有斐閣、1995年）、塩崎勤＝園部秀雄（編）『新・裁判実務大系 交通損害訴訟法』363頁〔木ノ元直樹〕（青林書院、2003年）、「自動車保険の解説」編集委員会『自動車保険の解説2012』58頁（保険毎日新聞社、2012年）、藤村和夫＝山野嘉朗『概説 交通事故賠償法（第3版）』452頁（日本評論社、2014年）、長谷川健「加害者に対する損害賠償請求権と保険会社に対する直接請求権の関係」交通事故紛争処理センター創立40周年記念論文集『交通事故紛争処理の法理』9頁（ぎょうせい、2014年）。とくに、「自動車保険の解説」編集委員会・前掲書60頁は「本項〔約款6条2項〕に定められた条件は、保険会社による損害賠償額支払いの条件であって、保険会社の損害賠償債務の履行期を定めたものではなく、また、被害者の直接請求権行使の要件でもない」と明確に述べる）、裁判例も同様の立場に立っているからである（東京高判昭和五四年一〇月三〇日判時949号116頁は「控訴人らの被控訴人保険会社に対する直接請求は、昭和五一年約款第一章第六条第一項に基づくものであって、被控訴人エコーが被控訴人保険会社に対して有する保険金請求権を代位行使するのではなく、被控訴人保険会社が履行引受をしたことに対する損害賠償額の支払請求であるところ、同条第二項により、被控訴人保険会社の支払いは、（1）控訴人らが、被控訴人エコーに対する損害賠償請求権を行使しないことを被控訴人保険会社に対して書面で承諾したとき、（2）被控訴人エコー及び訴外中里について、これらの者またはその相続人の破産または生死不明か、これらの者が死亡し、かつその相続人がいないことがあったときという条件にかかっているから、無条件の支払いを命ずる原審判断は誤まりというべく、またその支払履行期は、控訴人らと被控訴人エコーとの間で、損害賠償額について、判決が確定したとき、または裁判上の和解もしくは調停が成立したときであるから、原審判断は少なくともその限度で変更されるべきである。」と判示する）。

したがって、本判決が、約款6条2項を直接請求権の発生要件と捉えているとすれば、それは極めて特異な見解であって、以下に述べる理由から、支持し難いものと考ええる。

2 判旨(3)は「自動車対人賠償責任保険は、契約によって定められた事故の発生により、被保険者が第三者に対する損害賠償責任を負担したことにより被る損失をてん補する責任保険の一種であるから、その性質上、保険会社による保険金の給付は、これに先だって、加害者（被保険者）が負担する損害賠償

の額が確定していることが論理上前提となる」として、約款6条2項3号は「保険会社において損害賠償額が事実上確定したと認めてこれを争わない状態があることを前提として被害者救済のために損害賠償請求権者からの直接請求に応じることを定めたものと解すべき」とする。

確かに、約款6条2項1号および2号は、被保険者と被害者との間で損害賠償額が確定していることを前提とする定めであり、これらが支払条件としての原則とされる（「自動車保険の解説」編集委員会・前掲59頁）。しかし、被保険者と損害賠償請求権者との間で、損害賠償額を確定する必要のないとき、または確定することが不能なときは、例外的に、この支払条件は緩和され、それらの場合（免責証書提出、保険金額オーバー、賠償義務者の死亡・破産・行方不明）を規定するのが2項3号ないし5号であると理解されており（平田喜之=水野貞・前掲222頁、長谷川誠・前掲267頁、長谷川健・前掲9頁）、文理解釈上も、被害者救済という条項の趣旨から考えても、それが妥当な解釈と言えよう。したがって、約款6条2項3号について「加害者（被保険者）が負担する損害賠償の額が確定していることが論理上前提となる」とする判旨には検討の余地があるものと考えらる。

そもそも、約款6条2項3号は、「被害者が保険会社から損害賠償額の支払を受けたときは、被保険者に対する損害賠償請求権を行使しない（放棄する）旨を、被保険者宛の書面で承諾することを支払条件とする」もので、「この場合、被害者は被保険者宛の免責証書（損害賠償に関する取決め）を作成して保険会社に提出し、保険会社はこれを被保険者に送付することになる」（鴻（編）前掲125頁〔金澤〕とされ、免責証書は、「紛争の一回的解決を目的とするもので、示談書と同じ効果を持つもの」（平田=水野・前掲233頁。「自動車保険の解説」編集委員会・前掲59頁も同旨）とされる。つまり、約款6条2項3号は、約款6条1項に基づいて被害者に直接請求権が発生した後、当該請求権が被害者と保険会社との間の示談・和解・判決等によって具体化した場合に、被保険者への損害賠償請求権を放棄する代わりに、保険会社が損害賠償額を支払う（ことで紛争の一回的解決を図る）旨（損害賠償額の支払条件）を定めた規定と解すべきであって、直接請求権の発生（行使）要件と解するのは妥当ではない（長谷川健・前掲9-10頁も「被害者の直接請求権による支払が、被保険者と被害者との間で損害賠償額が確定したときに行われるとの原則（直接請求権条項2項1号・2号）から、被保険者と被害者との間で裁判や和解によって損害額が確定しなければ、直接請求権が、発生しないかのような主張がまま見受けられるが、間違いである」と明確に述べ、「直接請求権条項2項の各号（1号～5号）は、直接請求権による賠償金

の支払い条件を定めたものであって、直接請求権発生要件を定めたものではなく、「交通事故発生により被害者が損害賠償請求権を有するときは、被保険者の同意がなくても直接請求権は発生し、被害者が保険会社に対してその権利を行使できることは、直接請求権条項1項の規定から明らか」であって、「直接請求権は、被害者と被保険者との間で損害賠償の裁判が確定しなければ行使し得ないという権利ではない」とする)。

また、約款6条2項3号は「被保険者が保険会社による示談代行に同意せず、そのうえ被害者との交渉にも応じない場合などに備えたもの」(「自動車保険の解説」編集委員会・前掲59頁)とされる。上記のような場合に、被害者が保険会社のみを被告として訴えたとき、約款6条1項所定の要件が満たされれば、ほんらい「被害者は保険会社に対して損害賠償額の支払を直接請求することができる。この場合、被保険者の同意は直接請求権発生要件ではないので、被保険者が同意しないときであっても、被害者の直接請求権は発生し、保険会社は被害者に損害賠償額を支払うことになる」(同58頁)はずである。それにもかかわらず、被害者と保険会社との間で示談が成立していなければ(「保険会社において損害賠償額が事実上確定したと認めてこれを争わない状態」でなければ)、被害者が直接請求権を行使できないとする本判決の約款解釈は、同条同項同号が創設された趣旨に反するものと言わざるを得ない(判旨(3)も約款創設の経緯に言及したうえで、「その制度の沿革や規定ぶりからみても、これが自賠法16条による被害者請求権と異なる枠組みでの運用を予定していることは明らか」とする。「自賠法16条による被害者請求権と異なる枠組み」であることに異論はないが、その沿革に着目するならば、判旨のような解釈は導きにくいと思われる。すなわち、当初、約款第三次案では、被保険者の破産、生死不明等の場合のみ、被害者の直接請求権が認められていたところ、「[示談代行の弁護士法72条違反の疑いの解消とあわせて]被害者救済を図る観点から、約款で被害者から保険会社への直接請求の制度を、被保険者の破産等の場合に限らず、一般的に認めることが必要かつ妥当」とされ、結果として、「約款第三次案よりも広く、特段の支障がない限り、原則として被害者が直接請求権を行使できるものとして、被害者救済の途を開くとともに、これによって、保険会社の当事者性を強く打ち出すこととした」(「自動車保険の解説」編集委員会・前掲18頁。傍点は筆者が付記。)とされる。このような経緯に鑑みるならば、被害者救済の観点から「特段の支障がない限り、原則として被害者が直接請求権を行使できる」と解すべきであるだけでなく、保険会社側としても、保険会社のみを被告として直接請求訴訟を提起することを正面からは認めた方が、「被害者と被保険者の法律関係と被害者と保険会社の法律関係の実質的同一性がある」ことを理由とし

て弁護士法72条違反の疑念を払拭しやすくなるように思われる)。

なお、この点につき、判旨(4)は、Xの主張に答えるかたちで、「被害者は、加害者に対する損害賠償請求訴訟を提起することと併せて、保険会社に対する将来給付の請求訴訟を提起し、両者を併合訴訟とすることによって、容易に任意保険会社から直接に損害賠償額の支払を受けることができることに照らせば、上記のような解釈を採ることによって、控訴人の具体的な権利利益が侵害されるとはいえない」し、「このような訴訟形態を損害賠償請求権者に求めたとしても過大な負担を課すものともいえない」と説示する。しかし、上記の趣旨に鑑みても、併合訴訟の提起は、被害者の権利であって、義務と解すべきではなからう。とくに加害者側が事実関係について真実に反する不誠実な主張をしているような場合には、保険会社のみを被告として訴訟を提起することについて被害者側にメリットがある(加害者を当事者にせず証人として法廷に呼んだ場合、偽証罪(刑法169条)の適用がある(小松亀一弁護士事務所ホームページ<<http://www.trkm.co.jp/koutu/index.html>>参照))にもかかわらず、併合訴訟を提起しなければ、直接請求権を行使できないと解するのは妥当ではないと思われる(他方、被害者側にはデメリット(損害賠償請求権の時効消滅のリスク)もあるが、当該リスクを甘受して、保険会社のみを被告にすべきか否かの判断は、当該被害者に委ねられるべきであろう)。

3 以上のとおり、本判決は、約款6条2項3号を直接請求権発生の要件と捉えたうえで、これを「保険会社において損害賠償額が事実上確定したと認めてこれを争わない状態があることを前提として被害者救済のために損害賠償請求権者からの直接請求に応じることを定めたもの」と解する点において、理論的にやや検討の余地があろう(もっとも、本件は特殊なケースであり、実務上、保険会社は判旨のような約款解釈を杓子定規に各事案に当てはめているわけではなく、被害者救済という約款条項の趣旨を踏まえて、柔軟な対応をしているようである。したがって、本判決の影響により、保険会社が約款6条2項3号を硬直的に運用するようになるという弊害は生じないものと推察される)。

なお、判旨が指摘するとおり、約款6条2項3号の文言は必ずしも一義的ではなく、誤った解釈を導き出す点において、約款の文言について問題がある。したがって、約款の当該文言については、今後、より分かりやすい文言へと見直しをする必要がある。

(本学法科大学院准教授)